

## 町監査の充実のために

新潟県立大学准教授 田口一博氏

平成 28 年度第 2 回監査委員研修会  
H28. 11. 21(月)・県民会館12階「1202」会議室

○田口先生 では初めに、「町監査の充実のために」というところから、現在の監査制度について復習をしておこうと思います。

まず、今は、地方制度調査会とか地方行財政検討会議は置かれていませんが、ここで言われていたことが、「監査制度があるにもかかわらず、住民監査請求が出てくるだけでなく、住民訴訟（裁判）が提起され、続くところがある。これは、いかなものか。また、監査委員がいるのに、なぜ、自治体の不祥事が各地で起こるのか。」

2番目で、監査委員がいるからと言いますが、監査委員は一体どういう資格を持った人で、どれくらいいるのか。監査委員の補助組織、執行するために、どれくらいの職員がいるのか、ご存じですか。これを聞くと、びっくりします。会長さん、会計検査官の人数はたしか3人です。会計検査院の職員は、福崎町の全職員数よりも多いと思いますか。少ないと思いますか。

○会長 多いと思います。

○田口先生 はるかに多いです。会計検査院は事務部局に1,300人いて、それだけ大きな規模の補助組織で仕事をしているのです。かつての自治省でも500人くらいで、普通の町村でそれだけいるところは、あまりないです。

どんな町村でも何十億円という単位で売り上げ（税収）があって、歳入歳出予算がある。何十億円も売り上げがある会社なら、外部の人に、そこそこお金を払って監査してもらいます。資料の中に、外部の人に監査を頼むとどれくらいかかるかを総務省で調べた資料があります。

副会長さん、どうでしょう。副会長さんの報酬の何カ月分くらいで外部監査ができると思いますか。

○副会長 何十倍です。

○田口先生 何十倍でできればいいですが、外部監査を1件頼むと、基本は1,500万円です。副会長さんが4年間務めても、そうなるかどうかわかりません。

最近の風潮を見ると、地方制度調査会で日本弁護士連合会は弁護士も監査ができるように「監査制度の見直しをしろ。」と言った後に、「全国の監査委員協議会はぶっ壊せ。」と非常に露骨な意見書を出しています。町村はお金を払いそうもない

から町村は勝手にやってくれという、非常に無責任というか商売相手にならないと思っただろうでもいいと思うような意見書です。

しかし、現状でも、弁護士、公認会計士、税理士さんが識見監査委員をお務めになっているところがあり、大抵の方は、「こんなにきつくて、こんなに安い報酬ならやるんじゃないかった。」とおっしゃいます。「幾つか顧問を受けている会社を辞めて町の監査委員になったのはいいけど、ボランティアというにはあまりにひどい。」とおっしゃっている税理士に何人もお会いしています。

3番目の問題として、会計基準や監査基準の国際的な統一の話があります。

4番目はT P Pの問題です。今後、T P Pはどうなるか分かりませんが、農業の問題というよりも金融の問題です。中国はT P Pに対抗して融資のための銀行をつくるという話ですが、T P Pも金融の自由化が大もとにある話です。金融の自由化をすると、例えば今、福崎町で起債をしたいときにどうしていますか。多分、指定金融機関とか地元の金融機関、農協が、町に貸してくれるという形で融資をしてもらうのが普通だと思います。

しかし、そういう縁故融資や縁故債は、T P Pの世界ではだめです。もう10年くらい前ですが、フランスとベルギーの合弁で設立されたデクシア銀行は公庫資金の代替でした。自治体に融資をしてくれる公庫資金はけしからんとアメリカから横やりが入って、潰されました。自由化するといって中長期10年とか20年の借金をするときは外国の銀行から借りなさいとなり、デクシア銀行は破綻したのです。この銀行から公庫で借りたお金は、半分くらいフランスとベルギーに流出したこともあります。T P Pはそういう考え方ですから、T P Pが通るとアメリカの銀行が福崎町の起債を引き受ける。だから、起債の申請書とか決算の審査報告書を英語で読めるようにしないと困るという話になります。福崎町さん、英語あるいはフランス語で書く準備は、できていますか。

単に外国語で書くだけでなく、もっと大事なのは、同じ基準で、比較可能な決算審査意見書を書いて欲しいことです。上場会社ですと有価証券報告書が同じ形で作られています。例えば、平成28年度第何期〇〇事業の利益、連結先の仕事、負債、役員が、同じ様式で会社ごとに公表されてホームページ等で見ることができますので、株を買ったり社債を引き受けたりする人は、買っていいか、金利は何%でいいかと判断できるのです。

今回、全町の決算意見審査書を拝見しましたが、書いてあることも違いますし、監査委員さんが指摘されていることも違います。ここの町は、こういうことが書いてあって、こういうことを指摘されているが、よその町ではその数字すら載っていないこともあります。町だけの問題ではありませんが、決算審査意見書を見ても同じ基準で決められているものが何もないので、この町に融資や預託をしてもいいか

どうか、評価できないのです。

というわけで、「監査委員制度が現状問題だ。」と言う人もいますし、「監査委員制度を改めて、監査のやり方を変えなければいけない。」と言う人もいますが、現実問題は、それが可能かどうかです。

例えば、人口25万人までは監査委員の定数は2人です。でも、地方制度調査会の委員は、そのこと（2人しかいないこと）をご存じなかったのです。町村に事務局は設置されていますが、専任者はほとんどいません。ほぼ全員が議会事務局あるいは執行部（町長側の総務課職員）だということも、ご存じなかったです。

先ほど、副会長さんの報酬を伺いましたが、2ページに会計検査院と兵庫県の例を書きました。やはり、兵庫県監査委員の方が、皆さんよりも報酬は多いはずですが、多いけれども県の監査委員さんが何をおやりになっているかということ、ほぼ審議機関です。事務局が全部仕事をして、「結果がこうなりました。」と言うと、「よろしい。」という審議をするだけの機関です。

皆さんはどうかということ、夏の暑い盛りに役場に出て行って、伝票を1枚、1枚、契約書を1個ずつ調べて、その結果の審査意見書をお書きになるのですが、都道府県の方々は全然違うわけです。しかし、国の機関や国で議論するときは、こういう前提で考えていますので、同じ仕事ができないといけないと平気で言うのです。会長さんのところも兵庫県の識見委員さんの報酬に比べると、ゼロが1個じゃすまないくらいの差があると思うのですが、仕事は、絶対に町の監査委員さんの方が大変で、沢山おやりになっています。

ちなみに2ページ以降に、外部監査の資料が載せてあります。地方公共団体における外部監査制度に関する調査結果です。どんな人が外部監査をやっているとか、4ページは監査に要する費用が書かれています。平均、1,500万円位で外部監査を請け負っていますが、請け負った人がどれくらいの仕事をしているかということ、皆さんの町村の監査委員さんの活動日数と全く同じです。大体15、6日から20日で、皆さんに比べると少ないくらいじゃないかと思うのですが。1回行ったらいくらとは言いませんが、外の人からすると、監査の仕事はそういう仕事だと思われています。

識見監査委員を条例で2人に増やして町村監査委員を3人にすることは簡単なのですから、議選の監査委員さんは、議会で相談して、識見監査委員を2人に増やして任期を少しずつ変えて、引き継ぎや分担ができるようにする話をさせていただくことです。識見監査委員さんは任期満了が来て「じゃあ、私はそろそろ。」と思っても、次、誰もいないのですから。任期を違えて、1期あるいは何年か一緒におやりになって、監査のノウハウとかコツを共有して引き継ぐだけでも、自治体の監査の力は、随分違うはずですが、よく言われる「事務局職員を増やせ」はもっともな話ですが、事務局の方の中で識見代表監査委員さんよりも給料が少ない方がいたら手を挙げて

いただけますか。誰もいないでしょう。ということは、事務局より監査委員さんの数を先に増やした方が、コストパフォーマンスは良いことになるわけです。本当は、それじゃいけないのですが、今、外に向かってははっきり言える効果があります。

監査に取り組んでいることの第一は、識見委員さんを条例で1人から2人に増やして3人で監査をする体制を整える。そして、識見の委員さんの任期を変えておいて、1人が先輩（代表監査委員）として次の補充を育てて交代する仕組みをつくっていただくことが、非常に有効じゃないかなと思います。

5ページは、監査委員制度に何が期待されて、国が何を考えているのかを抜き書きをしました。安倍総理から監査制度を含めたガバナンスのあり方について検討して欲しいという諮問が、第31次地方制度調査会にありました。地方創生について議論すると、この地方制度調査会では言ってもらった方が良かったのですが、ガバナンスのあり方についての諮問を出してきたのです。監査制度については、10年ぐらい前から不祥事が絶えないではないと言われるようになって検討が続けられました。が、これといった決め手がなく、そのままになっていました。

決め手がないものの一つに、在職年数の長い監査委員さんなら収入役という制度をご記憶でしょうか。職員の方ならご存じですね。今、監査委員さんがガバナンスでご苦労されていることの一番大きいものは、収入役が会計管理者になったことだと思います。収入役は特別職で、明治時代、町村制ができるよりも、前からあった制度です。

収入役はどういう人がなっていたかという、特別職ですから任期はあっても定年はありません。町長の次に当時の助役がいて、その次の人だったのですが、条件が1個あって普通は大金持ち。収入役は「町の会計で何か間違いがあったら、私が弁償いたします」と一札入れてなったのです。地方の町に行くと役場の周りで大きな家があると「これは村長の家か。」と聞くと、「違う、村長はあっち。」と、村長はずっと小さい家で、一番大きな家は収入役の家でした。兵庫県なら、今でもそうじゃないかなと思います。

収入役は特別職ですから、人事権を持っていました。収入役は今の会計管理者と同じで、お金を支出するときに書類が回って行って、審査をしてオーケーとなったら、支出できるわけです。町長から下記金額の支出を命令すると書類が送られるのですが、書類が整ってないとか、おかしい支出とか契約のときに、収入役はその支出命令を決裁した課長を呼んで、「ちょっと私のところに来なさい。課長、何だ、この契約は。」と言えたのです。わざわざ収入役が直に出て行かなくても、収入役の下にいる会計係とか出納室の職員がその課に行くと、「収入役が決裁できないと言っている。書類を整えてくれませんか。」と言えば、絶対に言うことを聞いたのです。

今はどうですか。会計管理者は、ただの職員になったのです。町村の場合は職員の中でも、出納とか会計にいた職員がそのまま持ち上がりで会計管理者になっていることが多いです。すると、「会計管理者が決裁できないと怒っています。」と言ったら、逆に会計管理者は呼びつけられて「おまえを課長にしてやったのは、誰だと思っているのだ。」と言われる。笑っている場合じゃないです。それで都道府県や政令指定都市は「これはまずい。」ということに気が付いて、部長級よりもちょっと上の局長級を経験した職員でうるさ方の人を、特別職には法律があるからできませんが、会計管理者にしています。

新潟県も部長経験者で、「あの人は、筋を通すうるさ方だ。」という人を監査委員事務局長（副知事のすぐ下）にした後、会計管理者にしています。やはり、「この人に言われたら、守らないといけない。」という人になってもらわないと支出する段階で、最後の砦のチェックが効かないです。

全国監査委員協議会の柘田会長（徳島県会長）は、1回、こちらにもお見えになったようですが、平成26年の地方制度調査会で柘田さんがされたことは、この1番から9番です。恐らく、当たり前のことですが1ヵ月に2回ぐらいしか行かない監査委員の仕事では、なかなかできなかったことを週に何回か通うようにして監査体制を充実させた結果、町の仕事のやり方が、随分改善されたというお話を、かつての研修でお聞きになったと思います。

それはそれでいいことですが、そうやって一生懸命やったからといっても、監査委員報酬がそれに見合う金額かということ、やはり個人的な努力にすぎってしまったのではないかと思います。この徳島県那賀町も識見監査委員を2人にしてくださいと言っているのですが、やはり財政状況も相当厳しいところなので、まだ通っていないようです。都市型に近い町も含まれている兵庫県で、識見監査委員を2人に増やす動きが広がっていただくと、全国町村監査委員協議会のよその県の協議会でも取り組みやすくなるのではないのでしょうか。ぜひ、正副会長さんに陳情いたしますので、御検討ください。

6ページをご覧ください。安倍総理の諮問を受けて今年3月、参議院選挙の前に「地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」が出ました。人口減少社会に的確に対応するにはどうすればいいか。答申のどこにも書いてなかったように思います。適切な役割分担によるガバナンスの確保の中に、町長と並んで監査委員の話が出てきました。町長の側に書かれているのは、内部統制制度をつくれということです。言い換えると、なくした収入役制度に替わるような事前の審査をする仕組みをつくらないとダメということです。

余計な話ですが、なぜ収入役がなくなったかということ、第27次地方制度調査会のときに「町村のくせに特別職が3人もいるのはけしからん。」と言った人がいたので

す。誰とは言いませんが、3人目の特別職を一般職の会計管理者にしたのです。

その点で内部統制のあり方のためには、監査委員の先生方が、会計管理者の力を収入役に近くなるように引き上げてください。次に総務課長か副町長になる人は、「何年間か、勉強だから会計管理者をやりなさい。」というふうにしていただくといいです。また、監査委員さんが会計管理者に頻繁にお会いになって出納係を激励していただく。会計管理者の仕事で何か困っていたら、監査委員さんからも町長に、きちんと内部統制を効かせてくれという話をしていただく。後でまとめて申し上げますが、職員は、出納や内部統制やガバナンスに関する研修に会計管理者と一緒に行っていただく。監査委員さんのところにきたときに、いろんな形で会計管理者が強い立場で、きちんと責任を持って仕事ができるような仕組みをつくっていただきたいと思います。きちんとやってあれば監査委員さんのところで「よし。」と言えば済むだけのものを、現状は、どうしても会計管理者の立場が弱くなっているので、多少の無理が通ってしまうところもあるのじゃないかなと思います。「お金を出す前に、きちんとやる」という担保をしてあげてください。

2番の監査委員等のところで、(1)～(4)と書かれています。今日、議選の委員さんもいらっしゃいますが、(4)の②で、議選監査委員は議会の中で議員としてだけ仕事をしてくれればいいんじゃないかというようなことも書かれています。

でも、どうでしょうか。兵庫県だと決算審査のときに、監査委員以外の議員さんは、役場の書類をご覧になっていますか。私は梶田会長さんと徳島のいくつかの町の監査委員さんとお話をしたときに、監査委員は役場の決算を見るときに全部の書類を見るが、議選の監査委員じゃない議員も、その書類を一緒になって見て、内容を指摘したり、説明を求めたりされていました。これは、やってはいけないとどこにもありませんから、議選の監査委員さんだけに任せるのではなくて、ほかの議員も一緒になって見ることも、一つの方法かなと思います。

現状の監査委員制度は、昭和38年の地方自治法改正で今の形になったのですが、それまでは、臨時出納検査立会人という監査委員に準ずる仕事をする人を議会の中から何人か選んで監査委員が監査をするところや、出納の検査をするところに議会からの立会人を出していました。今の自治法だと議選監査委員を増やす方法がないのですが、昭和38年までは一緒に見て立ち会いをしてくれる人がいたのです。

議選監査委員さん、今、お一人で監査をされているわけですが、次に監査委員にしてやりたい次の人を、監査をするときに一緒に連れて行って勉強させてあげてもいいんじゃないですか。監査委員としての権限は当然ありませんが、何人か一緒になって仕事をしてくれる議員を増やして、自治法改正前の出納検査の立会人と同じように見ていただくといいかなと思います。

そういう機能を示していかないと、なぜ議会から議選監査委員が出るのか分からないという人もいます。私がこうやって前から見て、識見委員はどちらで、議選委員はどちらだと、大体わかります。議会議員はオーラが出ていますし、この人は怖いというような、そこまでは言いませんが、議選監査委員さんは、何かこの人に睨まれたら怖いんじゃないかという方が、大体なっていると思います。

やはり、議選監査委員さんの仕事が、もう少し理解されるようにしないといけない。方法はいくつかありまして、地制調に言われるまでもなく、もう少し前に出てもいいのじゃないですか。例えば監査委員さんがお作りになった審査意見書等を神戸新聞に送ったり、記者会見をやっていますか。あるいは、兵庫ジャーナルに掲載してもらうように送っていますか。一般の町民が見てわかりやすい審査意見書（グラフ使用）がいくつもありませんが、外の人にわかってもらうように、もう少し大きく発表することをお考えになってもいいのじゃないですか。

議会によっては、代表監査委員さんが町長に報告するだけでなく、例月出納検査の結果を議場で報告されて、あまりないですが、それに対する質疑をやっているところもあります。

また、決算みたいな重要な案件については、平成27年度決算を審議した結果、こうであったということをお二人で記者会見して、発表されてもいいと思います。低い給料で一所懸命仕事をされているのですから、それぐらいは目立って、住民の方々に評価されるような活動や監査委員が見ているから、こういうところは安心だということをもっともっとおやりになってもいいのではないのでしょうか。二人で全部やろうと思わなくていいと思います。見習いとか民間の人で監査に関心がある人も事務局と同じように扱って仕事をしてもらうことは、十分に可能です。

なぜなら、監査委員事務局職員の任命権者は、監査委員だからです。だから監査委員は、自由に人を雇えるのです。無給でも、町の監査に関心があるから一緒に手伝いたいという人は結構います。時々、そういう人をオンブズマンと言っていますが。だけど、そういう人も公務員として任命すれば守秘義務が発生しますので一緒になって仕事ができます。監査委員事務局書記補（監査ボランティア）を命ずるといふ辞令は、監査委員さん限りで発することができます。たった二人でおやりになろうと思わないで、住民の中にも監査のことがわかる人、そして一緒になって監査をやってくれる人を育てていって、そういう人の中から将来の識見委員をつくることもお考えになってもいいのじゃないのでしょうか。

この地方制度調査会で監査への適正な資源配分のあり方といったときに、資格を持った人が監査委員になるべきだとか、研修を受けた人が監査委員になるべきだとか、いろいろ書かれています。昭和38年に監査制度を変えたとき、識見監査委員のほかに議選監査委員を残すのはいかがかという議論もありましたが、議会の中で睨

みがきく人が監査委員をやっていると、さっきの収入役と同じですが、監査委員の言うことを聞かなかつたら、あの議員にいじめられたらかなわないから言うことを聞く効果があるという形で、今の議選監査委員制度が残ったのです。それを思い起こしていただきたいと思います。

もう一つ、すぐに実行できることがあります。今日、事務局に持ってきていただいている「監査必携」です。事務局の方にお聞きしたいのですが、監査必携を執行部に渡していますか。監査の目のつけどころとか着眼点、決算審査や企業会計の監査のときに、これを見ると非常にわかりやすく書いてあります。お金を動かす（契約、出納）側の職員に、先にこれを見ておいてもらう方が、決算のときになってから、あるいは事務監査や例月出納検査のときになってから、どうしようという話はずっと少なくなるはずで、是非、執行部の職員や各課に1冊ずつ置いて、「出納をやる人間は、これに則ってやりなさい。これと違うことをやっていたら、監査委員は指摘するよ。是正させるよ。」という話を事前にしていただくといいと思います。監査委員費で買って配る必要は全くないと思いますが、決算審査に入る前、できれば年度初めの4月頃に会計管理者と合同研修を30分でも1時間でも開いて、「この中に監査の着眼点を書いてあるから、今年出納の仕事や支出命令書の決裁をする人は、これをよく読みなさい。よく読んで、監査委員はこれによって監査をするから、監査委員に指摘をされないようにしっかりやりなさい。特に、着眼点のところは絶対に守るように。」という研修をおやりになったらどうでしょうか。監査委員さんが監査して「これではダメだ。」と言っても決算ですから全部終わっているので、そのときでは遅いのです。事前に、それぞれの出納をする庶務担当とか総務担当、あるいは契約担当者、工事で現場を預かっている人がしっかり見る。これを見て会計管理者も仕事をする仕組みにすると、皆さんの仕事が楽になる前に、町の仕事のガバナンスが全然違ってくると思います。

「監査必携」は全国町村監査委員協議会が編集し、第一法規欄が発行したもので1冊2千円税別ですから投資としても高いものじゃないです。この中の監査基準とか企業会計で気を付けなさいというのは非常によく練られていて、市や県では同じような本がありません。これを見て全国の町村が同じ基準でやっているのだから、我が町は、各課で確認をしていますという話ができるはずで、

6ページの枠の中、2番の(2)①統一的な監査基準の必要性。我々町村の監査委員は全国組織で集まって統一的な監査基準をつくって、それを共有していますし、また、その監査基準は、本当にいろいろな人の意見、外部の人の意見も入れて練られてつくっています。顧問弁護士の方も当然見えています。そういう形でつくられたものだから、先ず、これを普及させて、これに則ってやるという形をつくるのがいいんじゃないでしょうか。地方制度調査会が言っても、「うちはまだやっています。」



「何に則ってやっているのだ。」と言ったら、「このとおりでございます。」と言えば、それ以上の説明はしないで済むはずです。

監査の独立性や専門性を高めるべきというのが(3)にあります。都道府県や政令指定都市では、1カ月100万円ぐらいの給料を弁護士に払って、時々来てもらうやり方もありだと思いますが、現実問題として町村で、町長よりも高い給料を監査委員に払ってやってもらう話になるところは、ありますか。会長さん、誰も手を挙げてないということは、無理ですね。兵庫県の監査委員よりも、うちは出そう。兵庫県の監査委員は、やはり町長よりも給料は高いです。議員報酬も大分高いですねというわけには、いかないんじゃないかなと思います。

じゃあそのときに、独立性や専門性を高めると言ったら、どうしたらいいか。一つは外部の知恵や議会の力を借りることです。よく、監査委員には守秘義務があるが議会議員には守秘義務がないから、議会議員の書類は見える範囲とか、議会議員に出せる情報には限界があるという話を聞きます。監査の仕事をやってもらうとしたら、監査委員には任命できませんが、皆さん、議選の監査委員さんも監査の書類を見たときには、それをもとに議会で何かを発言されるということは、お控えになっていると思うのです。それと同じでいいはずですが。したがって、できるだけいろんな人に見てもらおう。それから、できれば町民の方々にも監査を手伝ってもらおう方向の方が、町村の場合には独立性や専門性を高めることができるはずですが。

そのために、ちょっと考えていただきたいのが、監査委員報酬を増やして欲しいですが、監査費の中に事業費、あるいは事業費以前に事務費が入っていますか。監査委員費を見ると、職員の給料も入ってないし、監査委員の旅費も入ってないところが結構あるのです。皆さん、旅費とか費用弁償は、ちゃんと出ていますか。ポケットマネーで監査委員さんが動いているという話を随分聞きます。ちなみに事務局の方で、今日休暇をとって来てる方はいらっしゃいますか。誰もいないでしょう。職員の方で、休暇で自分の車で来てると言ったら大したものですが。そうして下さいじゃなくて、監査書記として、独自に調査したり研修に行ったり自由に活動できるようにしてあげて欲しいのです。議会費からちょっと持ってきたものじゃなくて、監査書記に來れば監査で特別に勉強ができるように旅費とか視察費用、調査研究のための本が買えるということも、監査委員さんに考えていただくのがいいんじゃないでしょうか。

こんなことで、地方制度調査会の答申を書いております。これからどうすればいいのかも、もう少し、具体的に考えていかねばならないです。

7ページでは、監査委員の役割として、(1)(2)(3)と書きました。今、前半で申し上げたことを、大体まとめておいたつもりです。

最近、工事契約や委託、物品購入でも一つの係をつくって、そこでやろうという

考え方が大分広まってきています。そのときに監査委員さんは、監査をする前に、会計や契約のルールが他の町と比べてどうかということを、少し気にしていただいたほうがよさそうです。というのは、今、国の規制改革の動きで、契約書の記載事項や契約書そのものが、自治体ごとに違うのはけしからん。自治体ごとに一々違うと事業者の負担は大変だ。だから、契約書とか請書の書類は全部統一すべきだというのが、国の規制改革の委員会の中で話し合われています。一見、ごもつともです。同じ工事をやるのに、ある町ではこういう契約書で違う町でこういう契約書で、それごとにつくらなければならないわけで、事業者の負担も大変です。

しかし、監査の立場としては、そういうJ I S規格なんかでつくった標準の形で売っているものと、各町の契約規則・会計規則及び出納の規則が同じかどうか。違うとしたら、どういうところが違うのかを先に把握されておいた方がいいと思います。監査委員が調べるだけではわかりませんから、業界の、いろんな町で営業している人から事情を聞いてもいいと思います。町で契約して他町でも仕事をしている建設会社とかコンピューターのリース会社、プログラムの会社に、「うちの契約書は使いやすいか、どこの町のがいいか。」と話を聞く研究は、監査委員さんがおやりになっていいのじゃないかなと思います。

兵庫県は監査委員協議会がありますから共同の仕事として、例えば、兵庫県内の町での契約書、請求書を統一して扱うこともできるようになるかもしれません。これは、事務処理コストを引き下げますし、契約者、相手方の事業者の負担を減らすことになり、いくらかの経済効果もあるはずです。そのような場としても監査委員協議会は、できるのじゃないかなと思います。特に議選監査委員さんは、場合によっては町と契約をすることがある方もいらっしゃるかもしれません。普通の事業者さんだと言えませんからそのときに、「こういうふうにしてくれれば、もっと楽じゃないか。契約書が町ごとに違うのは困るよ。」ということ、事務の合理化、契約のコストそのものを引き下げることから、検討いただいてもいいんじゃないでしょうか。

平成30年度、新しい公会計システムが導入される前後に、県内で財務会計のコンピュータープログラムとか財務会計システムを一括して導入しようと考えているところもあるようですが、実際には、町によって出納のやり方とか契約書の内容、支出負担行為をどのタイミングでかけるというようなことは、みんな違うのです。さっき言った那賀町は、合併した町ごとに全部出納のやり方が違って、梶田さんの指摘で、3年かけて統一したそうです。やはり、それが現状だと思いますので、より広域で扱えるようにするためとか事業者のためとかいう面も入れて、契約等のあり方、出納の仕方、財務会計のシステム化を、29年度に向けて、お考えになった方がいいと思います。

関東近郊では、全部同じシステムを入れることを検討しているところもあるようです。同じ地方自治法と施行令でやっているはずなのに、契約規則、出納のやり方の会計規則の段階は、大分違うのです。これはぜひ、監査委員さんが音頭をとって、契約担当課、会計担当課、コンピューターシステム担当課、建設で大きな土木工事をやる担当課に、「共同できないか確かめなさい、研究しなさい。」という話をしていただいたらいいと思います。やはり、出納の仕事をやりやすくしてあげることが会計管理者の仕事をやりやすくすることで、監査委員さんがご苦労なさらなくてよくなるんじゃないかと思います。

一方で、監査委員事務局をどうしたらいいのか。専任の職員を増やすべきとか、監査の適格性を持った人を送るべきとか、監査委員研修と同じように事務局研修もやるべきではないかと、いろんなことを言われていますが、東京都監査委員事務局のように89人の条例定数があるなら自由に研修に出せるでしょうが、89人といったら、うちの町役場はそんなにいないというところもあるはずですから、事務局の皆さん、何か困ったときがあったら頼むねというふうな人的なネットワークをつくっておいてください。

監査の資料は、結構、いろいろなことで活用できます。今日は21日ですが、例月出納検査の10月分結果報告は、終わりましたか。その資料を活用されていますか。私が横須賀市の議会事務局にいたとき、10月なら予算は半分以上執行されていると思って見ると、土木費の執行率（支払い済み）は2割ぐらいで負担行為も半分あるかないかです。監査委員さんは例月出納検査をやっていますから、兵庫県は雪が降るところもありますが、工事の執行率が30%はどういうことか監査してもいいですね。○参加者 除雪経費です。

○田口先生 除雪経費にとっておくのですか。今、新潟は大雪になりそうだと焦っています。明後日くらい、関東にも降るといっていますから。だけど去年みたいに暖冬で除雪経費がなかった年は、建設会社さんは困ったのです。「除雪経費にとっておくと言わないで、発注してくれないとどうしてくれるのだ。雪が降らないのが災害だ。」と、去年は本当に困っていました。

ちょっと話が違いますが、議長研修で地方創生の話をしてくださいと言われて演台に置いてあった水がエビアン（フランス・エビアン社製造）だったりするので。エビアンを机の上に置いて地方創生の話をしろという話は違うでしょう。ですから、「地元発注は、どうなっているの」という監査を、例月出納検査のときにしてもいいですね。時々、1円でも安くというのを勘違いして、町外の文房具屋（アスクルとかアマゾン）の方が安いというようなケースを聞きますが、それじゃ、町に税金として入ってきませんね。

議会研修でも申し上げるのですが、会議録の委託がどんどん進んでいます、委

託先が町外じゃないか。議会費や町の経費はどうなっているのだと聞いていますが、ひょっとしてその会議録、埼玉かどこかの会社に出していませんかと言った笑えないところがあります。公平な契約、1円でも安く、最少の経費で最大の効果と言いますが、その前に必要なのは住民福祉の向上です。町の事業者は、ちゃんと仕事が回るようにやっていますかということも検討して、指摘していただくのが、監査委員さんです。例月出納検査、事務検査のときに、そういう点もちょっと味つけをして聞いてください。特別な仕事はさせなくてもいいですが、例月出納検査のときに、時々、土木課長を呼んで、「ところで町内の発注は何割ぐらい？お盆の前にどれぐらい契約ができてる？」というようなことを聞いていただいて、町内発注に結びつけていただく。これは識見委員さんでもいいですが、早期発注とか町内発注は、議選の監査委員さんが一生懸命やっていたかと、次の選挙のときには結構いいことがあるみたいですね。皆さん笑っていますが、本当にやってみてください。同じ契約でも、例えばお盆の前に町から発注できたといったら、それを担保に銀行からお金を借りられるのです。早期発注とか町内発注を困るという事業者さんは、まずいはずですね。そういう点、議選の監査委員さん、余計なお仕事が出来て大変ですが、その分はちゃんと御自分にバックすると考えていただきたいと思います。

監査委員の権威を高める方法は、いくつもあると思います。例えば会長さんは、今年になってから、町長と何回ぐらい面会されていますか。

○会長 今年になって町長と5、6回は。

○田口先生 月に1回ぐらいですか。

○会長 そうです。

○田口先生 町長を監査委員室に呼んだことはありますか。

○会長 それはないです。

○田口先生 それはない。これは皆さん、どうですか。職員はそういうところをよく見えています。任命しているのは町長ですから、確かにこちらから行くのが筋かもしれません。決算の審査結果の講評のときは、監査委員さんの部屋がない方もあるかもしれませんが、町長は監査委員のところに来て講評を聞く。町長が総括的な話を聞いた後、各課長が聞く仕組みをつくっておくだけで、「監査委員は、やはり偉いのだ。」ということになるはずですね。権威による支配というのは政治学でよく出てくるのですが、せつかく指摘しても、「聞き流しておけばいいや。」じゃ困るのです。監査委員は、場合によっては、町長も呼んで「ここは気をつけなさい。」と言え。それぞれの課長には、「町長に直接言っているのだから、監査委員の指摘は守りなさい。」皆さんが監査されてお気づきになったところは、しっかり守ってもらわなければならないことですから、監査委員の権威を持っていたかねばならないです。そのためには、町長とお会いになることです。決算審査のときだけで

もいいですから町長を呼んで、監査委員として審査意見書を渡すことでもいいと思います。

8ページ(4)で広報と書きましたが、町村の場合、全国平均で3割から4割ぐらいの監査委員さんが議会広報を利用して監査結果を町民へお届けになっています。兵庫県ではいかがでしょうか。住民の方々には、監査結果を知っていただいたほうがいいと思います。予算と決算の概要は、地方自治法の規定によって住民に知らされませんが、監査結果は、よくて町役場の前の広報板に貼り出されるところまでです。監査の結果概要は、やはり、町民に直接届けるとか、神戸新聞に書いてもらうとか、できれば独自の編集ができる議会だよりや町広報の中に重要な案件は載せてPRする。そういうところで、監査委員さんお二人が並んで、町長に監査結果を手渡しているところを、写真で撮っていただきたいです。

またできれば、今日、こうやって監査委員さんが神戸までお見えになって勉強しているところを、議選の監査委員の活動として議会だよりなんか載せていただくといいんじゃないでしょうか。墨でも用意していただければ、私の手形ぐらいは色紙に押せます。そんな形で、議選監査委員さんは他の議員さんよりも多く仕事をなさっているわけですから、しっかり宣伝をしていただきたいと思います。

(5)番目、協議会の仕事や共同でできることです。ア会計（財務、出納）規則の共通化で、やり方も、県内で共通化するとか郡内でどうするかと検討を進めていただくと思います。これはイの項目で書いた、平成30年度にシステム化しようという動きが幾つかのコンピューターのベンダー（プログラムをつくってる会社）で、住民票や戸籍の記載、税金の滞納処理なんかもやって、残りでおいしそうなのが財務会計を一つにまとめたシステムは、結構いい商売になるんじゃないかと今、やっているようです。単独で導入するほうが、町のやり方はうまく適用できるのですが、その後、維持するコストは単独でかかってしまいます。全体的な全国的な傾向からすると、そういうシステムはできるだけ共同にしようという方向にいきそうです。これは監査委員よりも、契約担当課や会計管理者に研究をさせて、どんなシステムを導入すべきかを、具体的にお進めになったほうがいいと思います。

監査の手順や研修の体制ですが、エの研修体制は、今日みたいな研修ではありません。さっき申し上げた出納の担当者に、監査必携を1人1冊持ってきなさいと言って、短時間でいいと思いますから、我が町はこういうように監査をしますということをお話しいただくと思います。テキストを特別につくる必要はありません。決算の着眼点のところをもとにお話をいただいて、そして識見監査委員はこういう人と、議選の監査委員はこういう人で、この人から話が来たら、ちゃんとやってねということ、年度当初でしっかり職員の間につながっていればいいじゃないでしょうか。

監査委員条例、町村の場合には多くのところでお持ちになっていると思いますが、監査手順を規則、あるいは監査委員の合議で決めているところはまだ少ないようです。監査手順や監査の着眼点が何であるというのは、監査必携に記載のとおり決め方でも構いませんが、それを公表しておかないと外部に対して、「どういう基準でやっているのか分からない。」という、固いことを言う人がいます。ですので、これは監査委員さんお2人の合議で決めることになりますから、例えば、福崎町監査委員は2人の合議で、「我が町の監査基準、監査手順は監査必携平成何年版のとおりである」というようなことを議決して告示（役場の前に貼り出す）しておけば、何かあったとき、監査委員は今、何をやっているのですかと言われたら、このとおりにやっていたということができるのであります。

9ページをご覧ください。現状の監査制度に対して、やはりなかなか理解をしてきてない。例えば、監査委員がいるのにどうして不祥事が起こるのかと言ったって、町の課長会議の席に監査委員さん、お出でになっていますか。誰も出てないですよ。局長は、議会事務局長の身分か何かで出ているかもしれませんが、そのときに監査委員の立場で、「それは違法だからやっちゃいけません。」とか、「それはコンプライアンスに反します。」とかが言えるかということ言えない。でも、株式会社だったら監査役は取締役会に出ているのです。「そんなことをやったら我が社の信用にかかわります。」と言って、ストップをかけられるのです。監査委員がいるのに、なぜ事前に差し止められないのかという人が、そういうつもりで言っています。どうですか。町の課長会議、町長のもとの会議に監査委員が出るようにした方がいいですか。ここはちょっと微妙なところじゃないかなと思います。でも株式会社の取締役会には社外も含めて取締役は出て、「それはまずい、おかしい。」話にストップをかけています。世間の人、「監査委員はそこに出ているのに、ストップをかけなかったらおかしい。」と言っているのです。決算になって初めて見ていると思っていないのです。すると、普通の会社ですとさっきの例月出納検査のように、四半期決算とか半期決算をやっています。3カ月ごととか6カ月ごととかにやっています。それで出てくる資料は決算書じゃなくてもいいが、例月出納検査の資料でも、結構なところまで分かるはず。今年度どういう仕事をやっているのか。事業の進捗状況はどうか。町内への発注はどうか。男女共同参画には配慮しているかというようなことを、幾つかポイントをつくって、年度中に今ある資料を使って監査をおやりになる。そして、年度中に改めるべきところは改めさせることをお考えになったらいいと思います。

だけど、(5)番目のところだけは正直、困ります。民間と違う会計原則が、なぜ公会計のときにはあるのか。これは、特に税理士さんなんかでおやりになっている方は、実際、監査委員をおやりになったときに、税理士が見るところと随分違うなど

いうところで悩まれるんじゃないかでしょうか。一部の企業会計では納税義務が発生しますから、納税するときに脱税しないで、ちゃんと納税しているかという観点で監査をする必要があります。だけど、一般会計、特別会計は平成30年度以降も基本的には納税がありませんから、消費税は払いますが納税はありません。ここで、法人住民税がかかるというような監査は、ずっと必要ありません。そうすると、妥当な納税になっているかとか、仕訳が合っているかとかいう意味の監査は30年度以降も基本的にはありません。したがって、商学部で会計学や企業会計原則を勉強して、それに則って監査をするべきだと思っていると、監査の基準とか、どういうところに着眼するか、違うのです。これも監査の着眼点は、企業会計原則や、それから公認会計士協会の資料をベースにしてつくられています。だけど納税が正しいか、黙っていると脱税するかもという前提で監査を行う企業の会計と違います。ただ、ここに引っ張った公益法人会計基準、そんなに短くないですが、この中に入っているのです。その観点での監査を、今後進めていくことが必要なのかもしれない。ぜひ、後ろの方で余り目立たないところに載っていますが、公益法人は、こういうふうに見るんだというところも、一度見ておいていただければと思います。

9ページの囲みのところ、小林與三次は、自治事務次官退官後、読売新聞社社長とか、超大物になった人です。この人が昭和38年に地方自治法を改正したときに、監査は財務に関する監査に限るというふうに書いたけれども、監査ができる範囲が狭くなったのかと言ったら違う。役所で仕事をして、お金は使わないところは一つもないでしょう。予算がなくても人が動けばお金が動くんだから、それは監査の対象ですよと言ってます。

したがって、時々、窓口の仕事だったら、例えば人件費と事務費だけで事業予算を全然持ってないから監査の対象ではないと、間違っただけ勘違いされることもありますが、そうではありません。全てが監査の対象になります。お金が動き、人が動きさえすれば監査の対象で、昭和38年に小林與三次が言っているんだと言っただけであればいいと思います。問題は、ここの下に書いてある「予算どおりに使ったじゃなくて、お金を使ったら、それだけの価値がある仕事ができているのか。」です。監査委員は、いつもこれを見ますよと言っただけといいと思います。価値のある仕事とは、住民を幸せにする仕事になったかということです。そんなふうに監査委員さんに仕事をしていただくということです。

最後は事務局です。10ページをごらんください。これも当時参議院地方行政委員会で監査委員の事務局をどうするかという議論をしていました。今の議会事務局をめぐる動きと全く同じです。町長部局から出向で来てるんだから、出向で来ている職員に監査の事務局なんか任せられないじゃないか。独立している職員じゃないとだめじゃないかという議論をしているのですが、町村だけじゃなくて市でも、現実、

監査しか知らない、議会しか知らないという職員じゃ役に立ちません。実際の事務や役場の中の間人関係まで知っているから、初めて効果的な監査ができるのです。だとすると、特に識見委員さん、黒くゴシックにしたところを、よくお読みになってください。「監査の職員をやった人間は、町長部局に帰すときには必ず栄転をさせる。」昭和38年にこう言っているのです。やはり監査、議会事務局も同じですが、ちょっと違う苦勞をしますので、町長部局に出向させる辞令を書くときは、1個昇給すると。その下にも書いてあります。「監査委員事務局にはなるべく優秀な者を送って、成績を上げたらいいいポストにつけてやる」と。監査委員の事務局職員の給料もボーナスの査定も、それは監査委員の仕事です。職員は期末手当のほかに勤勉手当もありますので、監査書記で一生懸命やっていたら、勤勉手当を町長部局の倍つけてやれと話してもいいのです。倍つけてやれと言われたときに、嫌だという監査書記の方、いらっしゃいますか。会長、誰も手が挙がっていませんよ。監査事務局に行ったら仕事は大変で気を使うが、その分給料やボーナスが上がる。普通の職員が年間に四つしか上がらないところを監査に来たら八つ上がる。それはそうだ、議会と監査の両方をやっているのだから、八つぐらい上げてやれという話を代表監査委員、あるいは議会議長さんと話し合いになって、やってやれと言ったら、職員が黙っていても、その話はじわっと広がって行きます。議会や監査は大変らしいけど、あそこに行くと給料が増えてボーナスが上がる。これ、実は、町長の秘書なんかは大抵やっています。大っぴらにはあまりしていませんが、秘書なんか、大抵、特別昇給とか格付を上げるとかやっているのです。だから、大変な仕事でも言うことを聞くのです。同じことを任命権者である監査委員さんがおやりになってください。大体の方は議会事務局と併任でしょうから、議長とも話し合っ、ボーナスは勤勉手当をたっぷりつけてやる。監査のときには、私が妥当だと言うから。そうしたら職員は、もっともっと一所懸命やりたがります。ここで言われているように監査事務局に行けば給料は上がるし、出るときにも帰るときにも栄転すると言ったら、一所懸命やりたいという職員が監査に行きたいと言って、異動の希望に書くのです。ぜひとも、事務局体制を頑張れ頑張れというだけじゃなくて、ちゃんと一所懸命やったら見てやるという仕組みもつくってあげてください。それは、監査委員限りの権限でやっていけます。私に、研修で言われたという話でいいと思いますから、議選監査委員さんから、議長に一言言っていただきたいです。

11ページの決算審査意見書の話に参ります。お手元のA3判、全員に配っていただきました。猪名川町さんから始まっているもので、私が各町の決算審査意見書をばらばらと見せていただいて、気がついたことを、その町の監査委員さんにも、ちょっと意見を伺いながら見ていこうと思います。ちなみに、決算審査意見書の書き方は監査必携の中に何にも書いてないのです。始まる前に正副会長さんと打ち合わせ



をさせていただきました。大体、正副会長さんとこれ以外の町も、去年のデータの数字を打ち変えて特記事項を書く、または書き足すということで、ほとんどおつけになっていると思います。事務局がつくっているところは、なおさらそうだと思います。今日、全町のものをいただいています、やはり、全部書いてあることが違います。

町の順番通りにさせていただきました。時間の関係で半分以下のところしか扱っていませんが、ご了解ください。最初に見たのが猪名川町さんです。右上に町の名前が書いてあって、水道事業会計の最初のページを抜粋させていただきました。

猪名川町さん、どこら辺にいるのかな。はい、ありがとうございます。ほかの町では、いきなりお金の話に入っているところがほとんどですが、猪名川の水道事業会計は業務の実績、つまり給水人口が何人で、どれぐらいの水を売りましたというのが最初に書いてあるのです。これは、企業会計も事業としてやっているというときに、お金がいくらよりも事業としての成績がどうだという方が非常にわかりやすいと思いました。2ページと3ページで、その中でこれは優秀だと思ったのが、2ページの第1表にある3番目の枠の有収水量というところ。有収率というのは、水道料金をいただいた水が全部の給水量のどれぐらいかという率です。全部見たときにどことは申し上げませんが、60%台のところがありました。浄水して100配管に送り込んで、お金をもらえるのが6割台しかないという町が、実はこの中にもありました。94%というのは、ものすごく高い率だと思います。ただ、この有収水量が低いというのは、設備が老朽化していて途中で水が漏れているとか、私が住んでいる横須賀市がそうですが、高低差があると、どうしても水道管の末端のところは流しっぱなしにしなくちゃいけないという技術的な問題もあります。だけど、有収率94.6%といたら、やはり日本有数じゃないでしょうか。可能であれば水道事業をお持ちのところは、料金の滞納問題も重要ですが、せっかく浄水して給水したものが売りに結びついていくかどうかということは、企業体としての問題ですから、こういうところを、まず監査するのが大事だと思います。

3ページ側第2表のちょっと上に、漏水などが原因となる無効水量はいくらということが、ちゃんと書いてあります。今、インフラの老朽化が非常に問題になっていて、本当に漏れてしまっただけで入ってこないとか、もっと困ったことは、これはよく聞くのですが、水道管の下に下水管が入っていて両方とも壊れて、水道管から漏れたものが下水管にそのまま流れ込んでいるが、下水道側は水道のメーターに結びつかない処理をどんどんやらないといけません。また、下水が何かの理由であふれたときに、水道管の側に下水が逆流することも出ているようです。有収水量が少ない、あるいは無収の水が出てお金と合わないというところは、原因をはっきりして設備投資をやって、設備を改修しなければならないと思います。阪神淡路大震災から20年

経っていますが、水道管設備は20年前のものより、今のものでも、結構技術的に変わってきているようです。地下に埋まって見えないところですが、設備の老朽化はここに一番出ていますから、そういう意味でも監査をやっていただいた方がいいと思います。猪名川町さんは、施設の利用率、負荷率もわかりやすくお書きになっていて、事業会計の業務成績を見るためには、非常にいいと思いました。

1ページめくってください。次は多可町です。一般会計の歳入について、グラフや表を使って、わかりやすくお書きになっていると思いました。一般の人に見てもらうときは、やはり数字を並べるよりもグラフをポンと出すのは効果的です。ぜひ、人に見てもらおうという前提で、作業はかかりますが、今はソフトでできますから、工夫をしていただきたいと思います。

右側の欄は予算の総額から、どういうふうに税金で賄われているか。滞納があった分はどうかということが書かれています。滞納については、この後で、もう一回述べたいと思いますが、使用料や水道料金、国保税の滞納については、皆さん、本当に悩んでいらっしゃると思います。これは難しいのです。全部とってこいとか、競売したいと言うのは簡単です。神奈川県は、自分の町の職員ではやりづらいからと、県と共同の組織をつくって、町の債権を売却するような形で債権処理機構にやってもらっているところがあります。もっと、えぐくやっているところは、債権を売却しています。売却すると、そういう会社の人に来るのです。神戸で有名な何々組ということはないと思いますが、ほとんどそれと同じような人が来ることがあります。回収できないで不納欠損にする前に、5割引きでもいいから、そういうところに売ってということをやるところもあります。難しくて売れないもの、とれないものは、みんな売っちゃえていいのかもしれませんが、住民の幸せとか相手の状況を考えたときに、それはできないです。本当に鬼の気持ちというか、仕方がない、不納欠損でいいやと悩んでいるのが実際だと思います。ずっと前に廃止されたとか停止されている特別土地保有税。開発のうわさがあって土地を買ったが、登記簿をたどってもそんな会社はどこにあるのか分からないと悩んでいるところもあるはずで、納税される見込みがないと。山地や山林を大量に持っている人がいるが、どうしようもないなんてところが結構あるはずで、計画的に不納欠損でしててくださいとも言えませんが、不納欠損をあんまり1年でポンとやると目立って交付税にも影響します。税の自然増収があつて財政状況がいいときに不納欠損で落とそうというのはやむを得ないと思いますが、そこは上手にやってください。

次の稲美町さんを見てください。4～5ページで、左上に財政構造、それから財政力指数の推移、経常収支比率の推移と書いてあります。いいところが3つあります。

一つは、4ページの財政力指数の推移表。23年度から27年度の5年間で書いてある。予算書や決算書は前年比の比較しかないので、こうやって5年間の比較があるといい

ですね。ここで見ると大体横に並んで大きな変化はないようですから、我が町は安定していることがわかります。5年分の決算書をこうやって並べて書くと、議会の審査のときに有用だと思います。例えば、私は財政分析をするときに決算カード（総務省がまとめて公表しているもの）をよく使います。決算カードは平成13年から総務省のホームページに載っているのですが、建設事業とか土木費とか投資的経費とかを平成13年から26年までを並べて、14年分のグラフをつくと、14年間、建設的経費が半分になっているとか、土木費が4割減っているなどという傾向もわかります。単年度や前年度比較だけでなく、5年とか10年の長期スパンの診断も、是非していただきたいと思います。

二つ目は、財政力指数とか基準財政収入額、需要額という説明が書いてあるだけではなくて、全国とか、類似団体との比較が書いてあります。例えば、財政力指数は類似団体との比較では、類似団体平均が0.63だが、我が町は0.75だった。やはりこれは、類似団体との比較と、県内の似た団体との比較を入れていただいた方がいいと思います。ただ、この類似団体比較も、財政状況が似たところでグループをされていますが、この平均と比べて数字だけではこう言えるのでしょうか、町の中でお金が回っているかどうかは別です。そういうときに、監査でいろいろと見ていただいて、財政力指数は類似団体と比べて低いかもしれないが、実質、町の中に回っているお金は多いというようなところを監査していただくといいと思うのですよね。

三つ目は5ページの側で地方財政状況調査表、決算資料とは別の資料を拾って経常収支をどういうふうに読むべきかということの解説をお書きいただいている点です。決算だけしか見ちゃいけないなんて、監査委員の仕事で決まっているわけじゃありません。バズ・アイと言いますが、鳥の目、上から見る目線で県庁の職員とか総務省がやる視点も持っていただきたいです。すると、うちの町は県内で何位だとか指数はどうだという県内や他町との比較もできるはずですよ。予算や決算をつくっている職員は、自分の町の特に前年度との比較しかしていませんから、なかなか分からないのです。でも、こういう形で全国や類似団体との比較をしていただかないと、客観的に83.2は高いのか低いのか分からないですね。北海道のニセコ町では市町村の数が多過ぎるので、周りの市町村を全部グラフにして、我が町は何番目ということをしています。毎年、市販もしていますが、ニセコ町のホームページから見るともできます。そんなのも参考にして、ぜひ、全国や近隣、類似団体での位置づけがあると、単なる83.2であると言われるのと、大分違うかなと思います。

次は播磨町さんです。審査意見書は随分踏み込んで書いてあり、さっき申し上げた滞納整理事務についても書いてあります。審査意見の書き方は、2つあります。

一つは、審査意見の中で決算の状況を詳しく書く書き方。私は、そんなに書かなくてもいいと思います。播磨町のやり方はそうではなくて例えば27ページの真ん中

辺りに「財政の硬直化については改善が見られる結果となったが、今後とも財政運営を注意深く見守っていく必要がある」というふうに、その根拠の数字をお示しになった上で、審査意見として述べられているのは、いい取り組みだと思います。

願わくば、これをグラフとか図表にできると、一般の町民の方が見ても、もっと分かりやすいかもしれません。ちょっと作業が大変ですが事務局だけじゃなくて町長部局で広報をやっている人に相談してこれをグラフィックでやってくれないか。できれば漫画で書いてくれる方が最近のはやりかもしれませんね。そんな形で審査意見は、町民の方に多く知ってもらって、町の財政、仕事のやり方の状況がわかるようにした方がいいと思います。

その下の「1 自主財源の確保（滞納整理事務）について」以降は、こういうことをすべきだとか、こういう事例があるというようなことが、具体的に書かれています。特にここで、播磨町さんの27ページの一番下の「2 統一的な基準による財務処理について」、これを読んでいただきたいと思いました。ざっと読み上げますと、統一的な基準の財務処理、これは平成30年度以降のことを意識されていると思うのです。人材育成、体制整備を進めているが、仕訳の仕方、これは私、ここに書かれていることは、本当にそのとおりだと思います。仕訳ってなかなか役所の公会計しかやってない人には、ぴんとこないと思いますが、議長会は仕訳をやっていますね。物を買った段階、あるいは買おうとする段階で、それは何に使うもので、どこの費用負担をするのかとやっていくのです。今までの役所のやり方、一般会計のあり方とは全然違う考え方です。例えば、近くの酒屋さんに行って水を買ってくると言っても、消耗品で水が幾らというのじゃなくて、これは監査委員さんの研修で使う。そして、その財源はどこにあるというところまで意識して、水1本幾らという伝票をつくっていく。そんな作業が仕訳です。

私、選挙管理委員会の事務をやったことがあります。選挙は国から事務費が来て、多少自由に使えるところがあります。投票所の使う鉛筆、記載台で使う鉛筆を何十ダースと買うのですが、何の選挙で使うかは、実はほとんど意識しないです。1回に共同でたくさん安く買って、それをみんなで分けて使うという考え方が、今までの役所の財務では多かったので、仕訳を考えると、一括購入はともかく、どういう目的で何のために使うかということはしっかり意識して、これだけのコストがかかっているなということを、考えながら仕事をするようになるわけです。

すると、仕訳をするにしても、期末、例えば3月の終わりになってから、今年事業をやって、何にいくら使ったなということを分けていても、「ああ、この仕事は予算幾らとやったが、実際にはもっとかかったとか、予算はとっておいたけど、みんなよその事業に回ったんじゃないかなんてことは、分からないわけです。期末仕訳ではなくて、使うときから複式の考え方をに入れて、監査必携を買うなら、研修でも

使うし執行部の職員にもわからせなきゃならない。監査費の中で出すが、どういうお金が充当されるのか、きちんと意識することが大事なはず。やはり、今まで的一般財源という考え方、税という考え方が何に使おうと自由で、このお金は色がついてないから何でもいいんだという考え方を180度変えるのが、仕訳という考え方です。今までのお金の集め方、売り上げがここにあるからということじゃなくて、何に使ってどういう効果があるのかを、お金を動かすことを考えろということです。

ぜひ、播磨町の監査委員さんがお書きになったように、単式になれ親しんだ感覚から単に仕訳をすればいいじゃなくて、発生、複式の効果を得るためには、この部分はしっかり意識していただきたいと思います。播磨町の監査委員さん、これをお書きになった方、はい、ありがとうございます。何か一言、いかがですか。

○播磨町監査委員　この件については、ちょっと聞いても査定の方が進んでないのか、なかなか引き続いておりまして。ちょっと踏み込んで担当者を呼んで聞いたところ、本格的な仕訳とはほど遠い。どうしても期末一括仕訳から。上からもそうしろと言われていることがあったので、上のほうの方に意識していただけるように、したいなということで、させていただきました。

○田口氏　ありがとうございました。恐らく監査委員さんの研修で言うていただくだけではなくて、日ごろ仕事のやり方の根本を変えろという点ですから。会計管理者、あるいは役所の財務会計システムでも仕訳（このお金はどこから来ていて、どういう効果が生まれなければならないということ）を、普段から意識する仕組みにしなくてはいけないですね。本当に役所の場合には、ピンとこないところの一つだと思います。

28ページにもそれぞれの事務事業を検討して、例えば時間外勤務とか物品の購入とか個別の事項をお書きになっています。最後の「6 事業計画の費用対効果の検証について」は監査委員さんならではの視点だと思うのですが、それぞれの部局では自分のやっていることしか分からないですが、監査は全体を通して見ることが出来ます。ある部局では、こんなことをやっている。ある課では、こういうことが当たり前だが、他の課では全然違うということが、監査委員の目だから分かるというのが、この6番だと思います。

地方創生の総合戦略をつくったときに、大体、外部のコンサルタントに委託して800万円から1,200万円ぐらい委託料を出したところが多かったそうです。そういう地方創生総合戦略をつくる課では、他の市町村に話を聞いて、うちの委託料はいくらというようなところを聞いてやったんじゃないかなと思うのですが他の課から見たら、なぜ1人分の給料よりも高い委託料を払って、そんな仕事をするのということも感じられたはず。監査委員さんは全部の仕事を横に通じてみて、ある課では当たり前なのかもしれないが、ほかの課から見たらおかしいんじゃないとか、町民

の感覚からしたらこれは変だよとか、壊れていたよということを言っていたくのもお仕事だと思います。特に議選の監査委員さんは、町民や議員の感覚からしたら、「これは違うんじゃないかな。」というところをきちんとおっしゃって、説明を求めていただきたいと思うのです。監査のときにお金が正しく使われたというのは基本ですが、費用対効果とか事業にどれだけのメリットがあったのかということも、しっかり監査をしていただきたいと思います。

ただ1点、お願いしたいのが、決算のときにこれを言われても困るときがあるのです。お金の執行段階とか予算審議の段階で、どんな問題があったかを年度の途中で見ていただくことも大事かもしれません。大きな金額の契約が結ばれるときは、今、制度的にそうなっていませんが、会計管理者から監査委員さんも連絡をもらって情報共有して、それをしっかり見ていただくとか、議会の議決事件になる大きな契約。例えば1件500万円以上の支出予定があるときには、会計管理者に通知をしてくれという仕組みをつくって、大きな金額が動くものは、事前・途中で監査を試みることをお考えになって、もし、おかしければ途中でいかななものかと言っていたくのも効果的だと思います。

最後は市川町さん、これもいいです。私はこのタイプの審査意見書を見たのは初めてです。「保育所運営について」として、保育所費で収支、歳入歳出がどうだったかをお書きになっているのですが、保育士さんの数や、入所児童数、地区、保育所名、年齢ごとの表もお出しになっていました。説明書きはあまりないですが、猪名川町の水道事業会計みたいに、やはり事業の効果がどうだったというのは、お金だけじゃなくて、保育士の数や入所児童数がこうでというところを、こんな形で書いていただければ非常にわかりやすいと思います。後は自分で電卓をたたいて考えてみればいいですね。「いろいろな保育所に定員がある。その定員ごと、あるいは乳児が中心の保育園と比較的年齢層が高い子が多い保育園がある。費用対効果の上ではどうなっているのか。保育所ごとの予算は、決算額はここに書かれていませんが、どういう保育園に多くの予算をつければいけないのか。今の決算額は妥当かどうかという、左側にある歳出の保育所費を、それぞれに割り振って考えなければいけないのかもしれない。

でも、どれぐらいの人がメリットを受けているのか。どれぐらいの人が働いているかが分からないと、歳出だけではなかなかピンと来ませんね。27年度は33人の保育士さんが働いて保育所費がいくらか。保育所費の中で人件費がどれぐらいか。あるいは左上、27ページの上書いてある保育料の未収金の183万円が多いか少ないか、どういうものかも評価ができるはずです。できるだけ事業効果や単に183万円と言われても、いろいろな形で、183万円と言ったら県から来ているお金の10分の1とか、給食の負担金から見ると、給食金額の半額ぐらいが未収金になってるのは、どうよ

ということも議論できるはずですが。数字を並べるだけじゃなく、評価ができるように詳しく書いていただく。そんなに細かいことを書く必要はなくて、そこに出てくる金額が妥当なのかどうかということが分かるようにしていただくといいと思います。

私も、審査意見書を見ていろいろ勉強できました。実は、明日も鳥取県で研修があるのです。鳥取県は県が広いので、最初から泊まりを前提にしているので午前中からやります。午前中に最初にお話ししたような研修をやって、午後から小グループに分かれて意見交換をしながら、決算審査意見書だけでなく、決算書そのものをグループの中でぐるぐる回覧する研修も予定しています。審査意見書だけでなく、決算書の書き方も説明書のつくり方も、町村によって違います。ですから、日程がだぶらなければ、議選監査委員さんは近くの議会の決算審査を傍聴に出かけてみて、よそではどういうふうに行っているのか。監査委員はどこまで説明しているのか。執行部はどういうふう呼び込んで、どういうふうに交代しているのを見に行っても、参考になると思うかもしれません。

また、監査委員さんは視察やお互いに交流するとき守秘義務を守りながら隣の町の決算審査の講評のところを見学に行くとか。監査委員の会議を傍聴という制度はないかもしれませんが、例月出納検査をやったり、審査結果の講評をやっているときに、聞きに行ってみるとか。そこまでしなくても、他の町の資料を取り寄せて、自分の町の決算の書類のつくり方とか、審査意見の書き方の参考にすることもありだと思います。決算のやり方や審査意見の書き方を変えるのは難しいと思います。基本は去年（1年前）のものを書きかえて数値を置きかえていだけかもしれません。

今日、私が2時間ちょっとですが勉強させていただいた中にも、これはいいな、これは解りやすいな、これは町民が分かりやすいんじゃないか、というようなところが出て来ていますので、兵庫県は監査委員協議会がありますから、ぜひともいろんな形で、お互いの交流、情報のやり取りをしていただくといいと思います。

それをまとめたものが11ページです。決算審査意見書は監査必携には書かれていません。審査意見書は誰に出すものでしょうか。議会の審議に使われて町長に出すということは、結局住民に報告していることになります。やはり、住民の方に解っていただいてなんぼ、ということだと思います。できれば、審査意見書はそんなに分厚いものをつくらなくてもいいですが、18歳選挙権という時代ですから、中学生や高校生が見て分かるようなものをつくっていただければいいかもしれません。多可町さんみたいに高校生議会をやっているところもあるようですから、高校生が見て解るものをお考えになってもいいかもしれません。

ぜひとも読み手のことを考えてつくってください。

一方で3番目、比較可能な共通書式。我が町の経営状況はどうなのか、借金の状況はどうなのか、1人当たりどの位の負債額があるのかということが書かれているところと書かれていないところがありました。株式会社の有価証券報告書が全ての見本になるわけではないですが、兵庫県はこうやって監査委員協議会がありますから、協議会のなかで決算審査意見書の書き方、項目とその順番を統一して書くことをお話し合いになって、「〇〇町の意見書はいいね」とか「△△町のこういう所は取り入れたい」という所からおやりになってみてはいかがでしょうか。最終的に、多分、「統一してください」とか「同じようなコンピューターの様式でつくってください」とかいう話に、より中期的にはなっていくかもしれません。

4番目の監査制度の見直し。この研修をやる前に全国の監査委員協議会に行って、この資料を渡したうえで、今、地方制度調査会でいわれていたものが地方自治法改正で法案が出てくるかを議事調査部長に聞いてきました。結果として、全国の監査委員協議会にも、まだ総務省からの相談はないそうです。今の段階でなければ、来年1月から始まる通常国会で、地方自治法で監査制度や監査委員の制度を変えようという法案は間に合わないのじゃないかなと思います。実際、ここでお聞きになった全国会長が梶田徳島県会長の時代に「町村と都道府県では、同じ監査はできない」といったことから「監査制度を複雑な形で作るわけにもいかない、結局それぞれの自治体の任意、やりたい方向でできる形にしていけばいいんじゃないの」ということで終わったので、私個人的には地方制度調査会が答申で出したものが法案化されない可能性の方が、高いんじゃないかなと思っています。ただ、いずれにしろ、ガバナンスとか信頼確保、住民から町の行政が信頼されなければいけないことは事実です。そのためには、審査意見書の一部だけでもいいですから議会だよりに掲載せるとか、町の広報に掲載せるとかして、住民の方々に安心していただくことをお考えいただければと思います。

11ページの5番目、今後の検討課題として、今、一番気になっているのは、先週京都の監査委員研修をやってきましたが、京都では私の講演の前に、公認会計士協会の方が公認会計士の立場から、さっきの仕訳とかがある30年度以降の新しい公会計の話をしていました。結論は、今とそんなに変わりません。という事です。ただ、1個だけどうかなと思うのが、決算がいつ出来上がってくるかです。発生主義にしたら出納整理期間がない。ということは、今、6月に出てくる決算は4月に出てくるということです。法案も決まっていませんし、どうするかということはありませんが、4月に決算が出てきたら、議選監査委員さんで統一地方選挙で改選という方は、自分の選挙をやらなくて監査をやりますか。そこまでやってくださいとは言えませんね。また、5月には、統一地方選挙や昭和の合併で合併したところ、平成の合併で合併したところは、5月に改選後の初議会があるところが結構あります。監査委員事務局と



議会事務局を兼任でやれるのですかね、5月に。監査をいつまでも放っておくわけにいきません。そうすると、議会事務局と監査委員事務局は、今のままでいいのかというところも気になります。細かいところが決まってないといいながら直ぐに準備してくれといわれても困りますから、発生主義になったときに決算がいつ出てくるのか、また、新しい公会計システムの準備も、今のうちからそれぞれの事務局体制を含めて考えていただかないといけないと思います。

では私の話はこのへんにいたしまして、ご質問があればそれをお受けして、ということでよろしいですか。

○山縣事務局長　　せっかくの機会です。日頃の監査業務を通じて田口先生にお聞きになりたいことがありましたら挙手をお願いします。

○田口先生　　監査の話なので「ここだけの話だよ」という方は、後で8階に来ていただいてもいいですから。

○山縣事務局長　　ございませんか。

○田口先生　　事務局の方からでも結構です。

○監査委員　　先ほど公会計制度で出納整理期間がなくなるとお伺いしたのですが、そうした場合に、例えば町村の歳入の半分くらいは町税が占めていると思うのですが、町税のスタートが、課税がされてから5月末が納入期限。最終的に特別徴収なんかの歳入があるのが翌年の5月10日辺りになると思うのですが、そういったことを含めて決算と課税の時期。新しい公会計の決算が3月末で終わるのであれば、課税した税金が2ヵ月後に入ってくるといったことの中でどのような検討をされているのか、地方税法と公会計制度をリンクして検討されているのかどうか、もしご存じであれば教えていただきたいと思います。

○田口先生　　一問一答でお答えします。

これは皆さん本当にお困りだと思っておりますが、全国協議会に何回聞いても「うちでは分からない」と言うのです。発生主義になれば、今の企業会計がそうですよね。病院事業で保険からお金が入ってくるのは3月末現在で請求書を出しているのに入ってくるまで未収金です。じゃあ税も未収金にするのか、というような基本的なところが出てこないのです。だけど、税の納期を変えるといたら大騒ぎですね。そして今、特別徴収を進めていますから、普通徴収と違って、納期というより、実際は納められているが手元に入ってくる時期が後ろにずれがちです。でも、それで決算をつくと、いつも、前年度分の未収金が、今の企業会計や出納整理期間の、歳入と同じように、現年度に過年度分の収入が入ってくるのが常態化しているのかどうか、ということは、まだ考えてないみたいです。考えているが決めてないのかもしれない。「現場が困っているからどうなっているの。」と私も全国会に行く度に聞くのですが、議長会とか監査委員協議会は、会計制度をどうするのか議論して

いる団体ではないので、むしろ、これは会長さんから全国会で「そういう動きを早く流して。」と言っていたくしか、ないのじゃないでしょうか。実際、執行部の方は県ごとに研究会を作っているところもあります。埼玉県はかなり詰めているみたいです。ただ、京都の監査研修で聞いた部分には、出納整理期間はなくなるはずだけれども、企業会計も現状、そんなに困ってないでしょう、という言い方をしていました。つまり、未収金がどんと出て、特に、歳入では、結構穴が開いた状態で、前年度の収入が過年度分として入ってきているから、つじつまが合っているということなんでしょうね。ちなみに、町村だと過年度分の収入ってそんなにないのですが、国は相当やるのが遅いので、今の決算をみても、過年度分の歳入はたくさんあります。支出はさすがにないですが、年度間をまたいでいる基金もありますから、国はそんなに気にしてないのじゃないかという気がします。これは、あくまで私の感想ですので、決まったら、「これでやってくれ。」となると思います。ちなみに、昭和38年に財務制度を大幅に変えた時にどうだったのかと見ると、36～37年度から準備をして、38年度にいきなり変えています。37年度の予算は旧制度でやっているのに、38年度中に出てくる37年度決算は新しい方式でやっているなんてところも見かけられます。決算書の書き方だけを簡単に変えれば良いと思っているみたいですが、本当にそれでいいのかどうか。ただ、確かに監査委員協議会では、決算のつくり方までは手を出せないというのがわかりますので、執行部の会計管理者等との連絡を密にさせていただくしか、今のところ対応策がないのかもしれない。

直接こうすればいいと申し上げられなくて申し訳ないのですが、私も非常に困りますし、監査委員さんは、もっとお困りになっているって解ります。

○山縣事務局長　　ありがとうございました。それでは時間も来ておりますので、この辺で終わらせていただきます。本会の副会長、西後上郡町監査委員から閉会のご挨拶を申し上げます。

○西後副会長　　(閉会の挨拶)

○山縣事務局長　　以上で閉会いたします。ありがとうございました。